

相続税の障害者控除の活用

Q

私（仮名：矢倉智子、年齢48歳）は、現在、父の相続財産に関して分割協議中です。

相続人は私と弟の2名です。私は、**障害（身体障害者手帳2級）**を患っている関係上、父より生前に多額の贈与を受けています。このため、今回の相続ではすべての財産を弟に譲ろうと思います。

弟の相続税は2,000万円程になりますが、**弟の相続税の負担を減らす方法がありますか？**

A

矢倉さんは特別障害者に該当するため**相続税の障害者控除**を適用することができます。

仮に適用することができれば、相続税は740万円もの減税に繋がる可能性があります。

そのためには、矢倉さんはお父様の相続財産を**1円でも良いので相続する**必要があります。

【解説】

相続税の障害者控除（障害者の税額控除）とは、被相続人（亡くなった人）の相続財産を、要件を満たす

「85歳未満の障害者である相続人」が取得した場合に、一定の金額を差し引くことができる控除制度です。

◆障害者控除の要件

障害者控除の適用を受けるためには次の四つの要件を満たす必要があります。

- ①法定相続人であること
- ②相続または遺贈によって財産を取得したこと
- ③財産を取得する相続人が障害者であること
- ④財産を取得した時点で日本国内に住所があること



◆障害者控除額の計算方法

一般障害者

$$(85 \text{ 歳} - \text{相続した年齢}) \times 10 \text{ 万円} = \text{控除額}$$

特別障害者

$$(85 \text{ 歳} - \text{相続した年齢}) \times 20 \text{ 万円} = \text{控除額}$$

☞矢倉さんの場合、特別障害者に該当

障害者控除は「各相続人が納税する相続税額」に対して適用させる特例ですので、障害者である相続人が納める相続税額が0円になることもあります。

さらに、相続税の障害者控除額を控除しきれなければ、**控除しきれなかった額の障害者控除額を扶養義務者（他の相続人）の相続税額から控除**することができます。

このような理由により、矢倉さんの場合、**1円でも相続した上で、控除しきれない金額を弟さんの相続税より控除することができます。**